

高齢者が入居する施設、集合住宅などを 建築予定の事業者の皆様へ

高齢者が入居する施設や集合住宅において、入居者に対し、「食事の提供」「家事の供与」「健康管理」「介護サービスの提供」（以下「食事の提供等」という。）のうち、いずれかひとつでも提供する場合は、老人福祉法（第29条）の **有料老人ホーム** に該当します。

	食事の提供等	老人福祉法上の区分	サ高住登録 (予定含む)	有料老人ホーム設置届 の提出
ア	あり	有料老人ホーム に該当	なし	必要
			あり	不要
イ	なし	有料老人ホーム に該当しない	なし	不要
			あり	(対象外)

有料老人ホームに該当する場合には、明石市に「有料老人ホーム設置届」の提出が必要になります。

ただし、「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される場合は、「有料老人ホーム設置届」の必要はありません。

上記のア、イの施設等の建築を予定している事業者の方は、事前に明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係（078-918-5166）までお問い合わせください。